

契約締結前交付書面（口座開設用）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。）

この書面および投資信託規定集の内容を十分にお読みください。

当行では、お客さまからの投資信託の売買等に係る投資信託受益権について、法令に従って当行の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- ✓ 口座管理料は、無料です。
- ✓ その他、口座の開設および保有に関しご負担いただく諸費用・税金等はありません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ✓ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

有価証券等の記帳および振替に関する契約の概要

- ✓ 当行では、お客さまからの投資信託の売買等に係る投資信託受益権について、法令に従って当行の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

登録金融機関業務の内容および方法の概要

- ✓ 当行が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関としての金融商品取引業であり、当行では、この契約を締結し、取引口座を設定していただいたうえで、投資信託の購入等の注文を受け付けております。

この契約の終了事由

- ✓ 当行の投資信託規定集に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

お客さまから解約のお申し出があった場合

お客さまが当行の投資信託規定集の変更に同意されない場合

やむを得ない事由により、当行が解約を申し出た場合

当行の苦情処理措置および紛争解決措置

- ✓ 当行の苦情処理措置および紛争解決措置においては、当行の加入する日本証券業協会から苦情の解決および紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター、または一般社団法人全国銀行協会の全国銀行協会相談室を利用することにより解決を図ります。

証券・金融商品あっせん相談センター		全国銀行協会相談室	
電話番号	0120-64-5005	電話番号	0570-017109 または03-5252-3772
受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)	受付時間	9:00~17:00 (土・日・休日、12/31~1/3を除く)

当行の概要

商号等	株式会社ゆうちょ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第611号
本店所在地	〒100-8996 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
加入協会	日本証券業協会
資本金	3兆5,000億円
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
設立年月日	平成19年10月1日
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先	投資信託コールセンター(電話番号0800-800-4104:通話料無料) [受付時間:平日9:00~18:00(土・日・休日、12/31~1/3を除く)] なお、お近くの株式会社ゆうちょ銀行の営業所または投資信託のお取り扱いをする日本郵便株式会社の郵便局にご連絡いただくこともできます。